様式第４号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

　青森市長　様

申請者

（記名押印に使用する印は、今後提出予定の実績報告書、訂正印、請求印等と同一のものを使用）

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 〒青森市 |
| ふりがな氏　　名 | 署名または記名押印 |
| 生年月日 | 大正・昭和・平成　　　年　　　月　　　日 |
| 電話番号 |  |

令和７年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）補助金交付申請書

（区分３　電気自動車等充電設備用）

　青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）を下記のとおり実施したいので、令和７年度青森市地球温暖化対策実行計画推進事業（市民向け）（重点支援地方交付金活用事業）補助金交付要綱第５条の規定により申請します。

記

＜申請内容＞

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助対象家電等の設置場所（所在地）　　　（□にチェックを） | □上記住所と同じ（省略可）　□上記住所と異なる（以下に記入）（青森市　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ２　設置場所の所有建物の状況（□にチェックを） | □既存住宅　　□新築中　　□新築予定 |
| ３　補助対象家電等の種類（□にチェックを） | □普通充電設備　　□急速充電設備 |
|  | メーカー名 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | 型　　　式 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４　事業着手予定日（契約締結予定日） | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| ５　設置工事完了予定日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| ６　補助対象経費及び補助金交付申請額 | 補助対象経費 | 円 |
| 補助金交付申請額※千円未満の端数切り捨て | 円 |
| ＜補助対象経費＞〇設置に係る配送料、既設の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を除く。また、本補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事費は補助対象経費としない。＜補助金交付申請額＞〇補助対象経費の４分の１に相当する額（千円未満の端数は切り捨て）と５万円を比較していずれか低い額。 |
| ７　手続　　代行者 | 所在地 | 〒青森市 |
| 会社名 |  |
| 代表者名 |  |
| 担当者名 |  |

（表面）

＜添付書類＞

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 補助対象家電等のメーカー名、型式（型番・品番）、形状、規格、性能等を確認できる書類（カタログの写し等） |
| □ | 補助対象経費に係る見積書の写し及びその内訳を確認できる書類 |
| □ | 既存住宅の場合は設置場所を確認できる平面図又は写真、新築中又は新築予定の場合は設置場所の住宅の所在地を確認できる位置図 |
| □ | 住民票（世帯全員）の写し（発行から３か月以内のもの）（※） |
| □ | 申請者の市税に係る完納証明書（本申請書に記載した申請日と同日に発行されたもの）（※） |

※下表NO.13について同意した場合は、書類の提出を省略できます。

＜申請に係る同意・誓約事項＞

|  |  |
| --- | --- |
| 同意・誓約事項（NO.1からNO.12にチェックできない項目がある場合は申請できません。） | 同意・誓約欄（□にチェック） |
| １ | 補助対象家電等は、本補助金交付要綱別表１に定める対象要件を全て満たしたものである。 | □ |
| ２ | 補助対象家電等は、青森市内の自ら所有し居住する又は自ら所有し居住しようとする住宅の敷地内に設置するものである。 | □ |
| ３ | 補助対象家電等は、リース、レンタル品又は中古品ではない。 | □ |
| ４ | 補助対象家電等は、令和７年４月１日以降の交付決定後に発注し、同年１２月３１日までに設置を完了する予定である。 | □ |
| ５ | 補助対象家電等は、青森市内に所在する店舗又は事業所において、申請者が発注しようとするものである。 | □ |
| ６ | 申請者とその同一世帯に属する者は、これまでに補助対象家電等のうち「区分３　電気自動車等充電設備」において本補助金の交付を受けていない。（※同一区分での補助金の申請及び交付は、同一世帯において1回まで。） | □ |
| ７ | 補助対象家電等は、青森市以外の国費が充当された補助制度による補助金の交付を受けていない。 | □ |
| ８ | 補助金の交付の申請日までに納期限が到来した市税に未納がない。 | □ |
| ９ | 申請者とその同一世帯に属する者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係のある者ではない。 | □ |
| 10 | 本補助金受領後に、上記の各項目の内容と相違が発生した場合や本補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付された補助金全額を市が指定する期日までに返還する。 | □ |
| 11 | 補助対象家電等を設置した日から法定耐用年数の期間内においては、本補助金の交付目的に反した使用、返品、譲渡、交換、貸し付け、売却、廃棄等をしない（天災その他申請者の責めによらない理由により損傷又は滅失した場合を除く）。 | □ |
| 12 | 青森市が実施する補助対象家電等の使用等に関する調査等について協力することに同意する。 | □ |
| 13 | 住民登録情報及び市税情報の確認について、市が保有する公簿等により本補助金の申請要件を満たしていることを証するために必要な範囲内で確認することに同意する。（※同意しない場合は、添付書類として提出が必要です。） | □ |

※消せるボールペンや修正液は使用しないでください。

※記載内容を修正する場合は、訂正印を押印の上、修正してください。

※様式をプリンタで印刷する場合は、両面印刷してください。

（裏面）